

東広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

～アンケートご協力のお願い～

平素より、市政の推進に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、近年の子ども・子育て支援施策につきましては、国において昨年8月、社会保障と税の一体改革に伴い「子ども子育て関連3法」が成立するとともに、本年6月に公表された成長戦略におきましては、平成29年度までに40万人分の保育の受け皿を確保して「待機児童ゼロ」を目標とするなど、新たな支援制度の確立に向け、大きな転換期を迎えているところです。

これらを背景に東広島市におきましても、保育・教育関係者をはじめ、子育て支援団体や有識者、保護者等によって構成する「子ども子育て会議」を設置するとともに、子ども・子育て支援新制度の計画的な実施に向けて「子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定する必要があります。

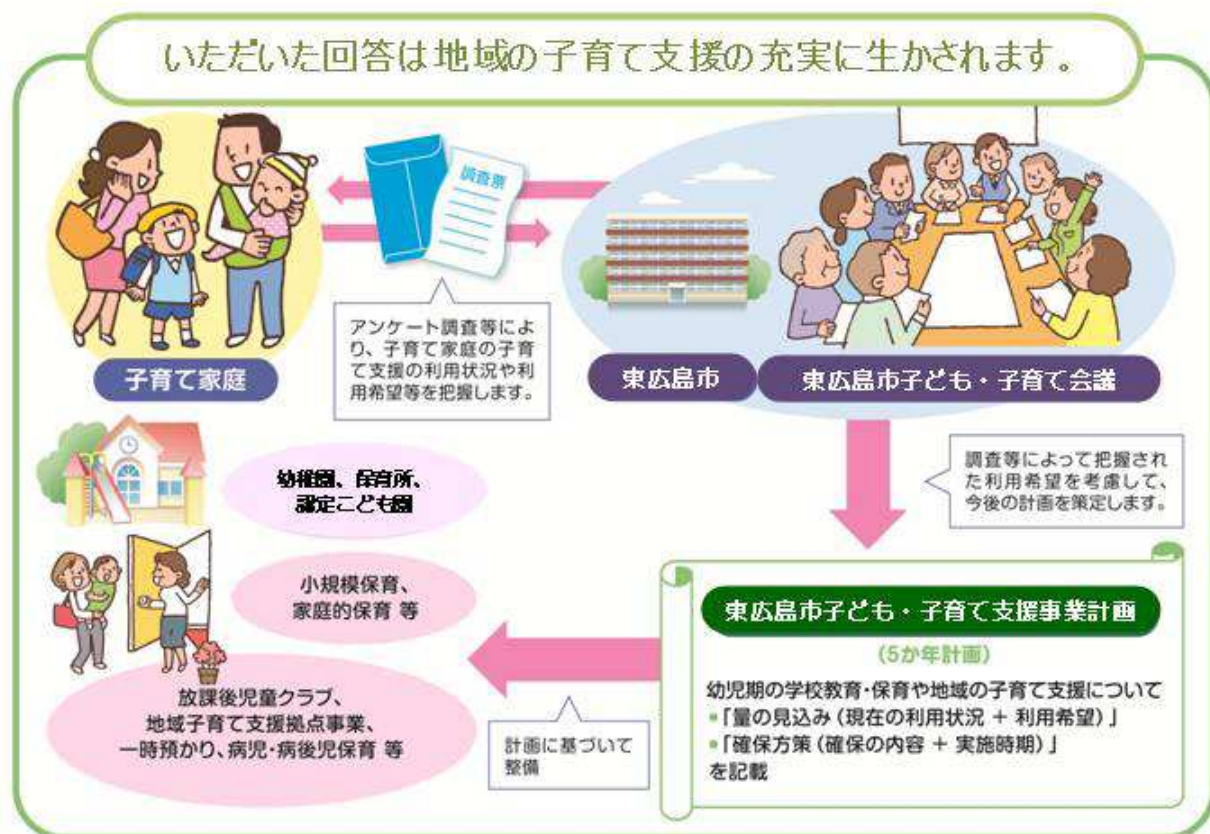
こうしたことから、市民皆様の保育・子育てに関する生活実態やご要望・ご意見等を基に、皆様の意向を十分に反映した事業計画としていくため、アンケート調査を実施することといたしました。

この調査は、市内にお住いで小学校就学前のお子さんがおられる世帯の中から無作為に選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。

つきましては、お忙しいところ大変恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ぜひともご回答いただきますようお願いいたします。

平成25年12月

東広島市長 藏田 義雄



*裏面もご覧ください

回答するに当たってお読みください

東広島市では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施することと¹しています（平成 27 年度から実施予定）。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいて構いません。

～子ども・子育て支援新制度は以下のような考え方に基づいています～

- ◆子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- ◆子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- ◆子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

（用語の定義）

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・ 幼 稚 園：学校教育法に定める、3～5 歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第 22 条）
- ・ 保 育 所：児童福祉法に定める、保育を必要とする 0～5 歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第 39 条）
- ・ 認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項）
- ・ 子 育 て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・ 教 育：問〇までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問〇以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています